

赤穂市環境審議会会議録

平成30年7月17日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 平成30年7月17日(火) 午後1時30分

2 場 所 市役所2階204会議室

3 出席者

学識経験者	中村隆彦、寺田晋一郎、中村隆紀、萬代新一郎
市議会議員	山田昌弘、前川弘文、家入時治
市民組織の代表者	沖知道、中村文代、西森雅和
産業界の代表者	寺田祐三、谷山甫、平田一典、清末周一、山本真一
公募市民	本窪田聖子、塩江千津
関係行政の職員	高谷和彦、芦田義則、清水伸一郎、横山博章
市関係職員	児嶋佳文、河本憲昭
事務局	(市民部長) 高見博之 (環境課長) 古谷周 (環境係長) 谷勉 (環境係) 中濱祐介、和田祥平

4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 新委員紹介
- (3) 協議事項
 - ・会長及び副会長の互選について
- (4) 報告事項
 - ・「赤穂の環境」の概要(速報)について
- (5) その他

(会議終了後) 視察研修(㈱日本海水赤穂工場 バイオマス発電視察)

事務局

本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、赤穂市環境審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、児嶋副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

本日はお忙しい中、また、暑さ厳しい中、赤穂市環境審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。平素は本市の環境行政の円滑な推進はもとより、市政各般にわたりましてご理解とご協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。このたびの西日本豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。赤穂市といたしましても市民病院のDMA T隊を岡山県に、救急隊を広島県に、そして本日から、家屋被害調査ということでその支援として職員2名を倉敷市にそれぞれ派遣をしたところでありまして、被災者の皆様の一日も早い生活再建と被災地の復旧復興を願っているところでございます。さて、当審議会につきましては市長の諮問に応じまして環境基本計画などの環境施策のための重要事項についてご審議をいただくこととなっております。本日の会議につきましては、新たに委員に就任いただきました方々のご紹介の後、会長及び副会長を選出いたしていただきますほか、毎年発行いたしております赤穂の環境の概要について速報数値での報告となりますけれども、それについても報告をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願います。また会議終了後には、視察研修といたしまして株式会社日本海水赤穂工場のバイオマス発電施設の見学を予定しておりますので、時間が許す方はご参加のほどよろしく申し上げます。簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日の委員の方々の出席状況でございますが、お手元の資料1をご覧ください。本日の欠席につきましては赤井委員、田淵委員、柿本委員、藤井委員より欠席の連絡をいただいております。現在23名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので規則第6条第2項の規定により本会は成立致しますことをご報告致します。また、事務局からは市民部長 高見、環境係長 谷、環境課 中濱、和田、私環境課長の古谷が出席しております。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、次第2の新委員の紹介をさせていただきます。学識経験者の黒田委員に代わりまして中村委員でございます。同じく東南委員に代わりまして中村委員でございます。市議会議員の西川委員に代わりまして本日ご欠席されております田淵委員でございます。同じく小林委員に代わりまして山田委員でございます。同じく竹内委員に代わりまして前川委員でございます。同じく土遠委員に代わりまして家入委員でございます。産業界の代表者としまして、赤穂環境保全協議会の上田委員に代わりまして清末委員でございます。関係行政機関の職員といたしまして、赤穂警察署長の濱田委員に代わりまして横山委員でございます。新委員の皆様、よろしくお願います。

また規則第3条第1項第5号の規定にあります公募市民による委員ですが、今年

3月に募集致しましたところ2名の方の応募があり選考委員会に於いて委員が選考されました。それではご紹介致します。本窪田委員でございます。塩江委員でございます。新委員の皆様方どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、次第3の会長・副会長の互選についてでございますが、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、ご意見でございますでしょうか。

委員

会長は、継続して萬代委員にお願いしたらどうかと思います。副会長には、環境行政に長く携わった経験豊かな元市民部長の中村委員さんがおられますので、中村委員さんにお願いしてはどうかと思いますが皆さんいかがですか。

事務局

ありがとうございます。ただ今、委員から会長を萬代委員、副会長を中村委員にお願いしてはどうかとご意見いただきましたがご賛同いただけますでしょうか、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長に萬代委員、副会長に中村委員にお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、萬代会長、中村副会長 前の席へお願い致します。

議事に入ります前に萬代会長よりご挨拶をお願い致します。

会長

みなさんこんにちは、先ほど副市長が挨拶されましたように非常にあれなんです、大変な災害をいろんなボランティアが助けいておるんですけど、大変なようですね。二次被害のような形で熱中症のようなものが出てるようです。赤穂もできるだけの応援をされておるようで、我々も非常に心強い思いをさせていただいてます。さて、毎回こうして会長のご指名をいただいておりますけど、市民のこの環境に対する高さからいきますと非常に責任が重い。市長の諮問を受けてそれに答えるだけちゅうことだけではなさそうですね、やはり、環境行政に対する我々の責任ということを考えますと、この審議会が非常に大きな職務になろうかと思えます。皆さんのいろんなお知恵、いろんな協力をいただきながら何とか付託に応えたいと思えますので、今後ともよろしくお願いを申しまして、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは議事の方に移らせていただきます、議事進行につきまして、会長よろしくお願ひ致します。

会長

はい、それでは次第に基づきまして進めていきたいと思うんですけど、この環境審議会は原則公開となっております。そういうことで門戸を開いておりますけど、今回はどなたも参加希望がなかったようですので報告申し上げたいと思えます。

それでは規則第6条第4項の規定によりまして議事録署名委員を1名、私のほうから指名させていただきます。沖委員、よろしくお願ひいたします。

審議事項としてはこれで終わりますので、次第4の報告事項に入りたいとおもいますけれども、赤穂の環境の概要について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

失礼します。私の方から平成30年度版赤穂の環境の概要の速報値について、お手元の資料2に沿いながらご説明させていただきたいと思えます。よろしくお願ひ

いたします。座って失礼いたします。

平成30年度版赤穂の環境につきましては、内容といたしましては平成29年度の結果となっております。現在データにつきましては、集計、冊子の編集の作業中でございますので速報という形で大気関係と水質関係についてご報告させていただきます。データを集計いたしまして冊子としてまとめたものが完成いたしましたら、秋頃になろうかと思いますが後日委員の方々には配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、大気の状態について、ご説明させていただきます。赤穂市におきましては、一般大気監視局といたしまして市内8カ所に監視局を設置しまして、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の連続測定を行っております。まず二酸化硫黄についてでございます。平成29年度におきましては市内8監視局の平均値が0.003と、ほぼ同様の値で推移しております。また、二酸化硫黄等の物質については環境基準というものが設定されておきまして、こちらの基準につきましては行政上の目標値のようなものになるんですけれども、そちらと比較いたしましても10分の1以下の値となっております。

続きまして、浮遊粒子状物質SPMについてでございます。29年度の市内の平均値は0.016となっており、グラフから見ただけのとおり、ここ数年大きな変化はございません。環境基準との比較におきましても、適合率は100%となっております。

続きまして、二酸化窒素についてでございます。二酸化窒素の市内平均は、0.009となっており、市内の平均値の経年変化をみましてもほぼ横ばいの状況でございます。環境基準との比較におきましても100%の達成率となっております。

地域別のグラフについてでございますが、特に大きな変化はなく推移している状況でございます。

続きまして、光化学オキシダントについてでございます。赤穂市におきましては、市役所と有年監視局の2カ所においてオキシダント濃度の測定を行っております、平成27年度に18年ぶりに赤穂市域におきまして光化学オキシダント予報及び注意報が発令されましたが、平成29年度につきましては、予報・注意報の発令はございませんでした。

続きまして、降下ばいじんについてでございます。赤穂市におきましては10カ所でデポジットゲージ法により測定を行っております。こちらの降下ばいじんにつきましては環境基準はございませんが、市におきまして環境目標値を設定しております、1平方キロメートル当たり降下するばいじんのトン数で、一月あたり1平方キロメートルあたり5トンという目標値を設定しております。平成29年度の10カ所の平均値といたしましては2.03という数字でございます、ここ10年ほどは2トン前後の数値で環境目標値を満たしている状況が続いております。

続きまして、微小粒子状物質PM2.5についてでございます。こちらのPM2.5は環境基準が設定されておきまして、1年平均値が1立方メートルあたり15マイクログラム以下、かつ、1日平均が1立方メートルあたり35マイクログラム以

下という環境基準が設定されております。赤穂市におきましては平成25年の11月より、兵庫県設置の市役所局こちらで測定を開始しております。年間平均値といたしましては11.3マイクログラムとなっております。こちらが月ごとの平均値となっておりますが1日平均の35マイクログラム以下の状況が続いております。

続きまして、水質の状況についてご説明いたします。資料2の裏面の方をご覧ください。赤穂市内におきましては一般項目につきまして、河川13地点で年4回、海域11地点で年4回の調査を行っております。また、年1回河川、海域についてより詳しい内容の調査として重金属等の健康項目と呼ばれる項目の分析も行っております。

こちらが河川の調査地点を示しております。千種川におきましては5地点、長谷川で1地点、加里屋川で2地点、新川で1地点、大津川2地点、塩屋川1地点、矢野川1地点の計13地点で調査を行っております。

こちらが、年間の河川の水質の調査結果でございます。千種川におきましては環境基準が設定されておまして、その適合率といたしましては、水素イオン濃度pH、浮遊物質質量SS、溶存酸素量DOが100%、生物化学的酸素要求量のBODが95%、大腸菌群数が50%であり、前年度、28年度と比較いたしますと大腸菌群数の適合率が上がり、生物化学的酸素要求量BODの適合率が若干下がっている状況となっております。

他の河川につきましては、環境目標値を設定しておまして、その適合率といたしましては、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量では100%、浮遊物質質量で96%、溶存酸素量で93%、化学的酸素要求量で86%、大腸菌群数で61%という適合率となっております。

こちらが千種川で環境基準が設定されております、旧坂越橋の地点の年平均の経年変化を表したグラフとなっております。全体的に安定した状況で推移はしておりますが、赤色のグラフの線、浮遊物質質量SSなんですけれども、23年頃から27年頃まで高い値が続いておまして、こちらは佐用の方での災害に伴います護岸工事の関係で上流部で工事をしていた関係でSSが高くなっておりました。28年度は、それ以前の数値並みに下がったんですけれども、29年度につきましては若干高い傾向となっております。こちらにつきましては、赤穂市内でも橋脚の修繕工事や耐震工事を行っているようでして、その工事の影響でSSが高くなったものと考えられます。

続きまして、千種川精密調査についてでございます。千種川につきましては、水素イオン濃度や浮遊物質質量などの一般項目以外に、重金属類や有機塩素系物質など年1回、有年橋と高雄橋下流の地点で調査を行っております。この健康項目とよばれる27項目につきましては、全て環境基準値について満たしております。ダイオキシン類についても調査いたしておまして、環境基準1に対しまして、有年橋地点で0.020、高雄橋下流地点で0.021となっております。

続きまして、海域の水質調査についてでございます。海域につきましてはこちらの11地点で年4回の調査を行っております。このうち4箇所毎年1回の詳しい調

査と、2年に1回、底質、海底にたまった土の成分を調べております。

こちらが各地点の平均値の経年変化となっております。化学的酸素要求量であるCOD、ピンク色のグラフになるんですけども、こちらが29年度に2.4という値になっておりまして、29年度につきましては環境基準の2という数字を上回っている状況となっておりますが、前年度、28年度より若干減少しているという状況でございました。

こちらが最後になりますが、海域の水質精密調査についてでございます。年1回行っております重金属等の健康項目におきましては、すべて環境基準以下となっております。

以上で、平成30年度赤穂の環境の概要のご報告とさせていただきます。

会 長 はい。事務局の説明は終わりました。皆さんのご意見、質問があればお受けしたいと思っております。

委 員 今説明をしていただいて、水質については測定の地点とかいうのは地図で出ていてわかるんですが、大気環境の8局とか、それから降下ばいじんの10地点とか、こういったものがどこにあるのかを地図で示していただければせっかくこうしてお集まりいただいております皆さんがわかりやすいのではないかと思いますがいりませんか。

事務局 こちらの図、最初に出ささせていただいたんですけども、こちらがちょっと小さい字にはなっておりますが、こちらに示しておりますのが8監視局となっております。場所といたしましては有年、高雄、坂越、尾崎、天和、塩屋、大津、こちらの7カ所が市の方で設置している監視局となっております。場所としては加里屋、市役所になりますが、こちらに関しましては兵庫県の方で設置している監視局となっております。それに加えて降下ばいじんの方で10カ所という話があったかと思っておりますが、この8カ所に加えて折方と千鳥の2カ所を加えて10カ所でデポジションゲージの測定を行っております。

委 員 それからもう一点ですね海域ですけども、2.0でしたかね、少し上回っている数値ですけどもこれに対する何かこう対策とかそういったものはされているのか、何かを待つのか、どうすればよくなるのかといった部分の考え方はどうでしょうか。

事務局 こちらにつきましてはCODが2.0という基準に対しまして29年度ですと2.4という状況で環境基準を超えている状況となっております。こちらにつきましては海域の調査になっておりますので兵庫県なり、瀬戸内海沿岸の地域ですすね、こういった環境負荷を下げていくようにいろんな計画を策定しております。その中で工場から出る排水でありますとか下水の処理の水をこういうふうに改善していきましようという計画を立てて瀬戸内海沿岸が全体として下げていこうという形で動いているというのが現状であります。

会 長 他にございませんか

委 員 一つ質問させていただきます。CODにからめてBODの話が出ましたけれども、特に加里屋川、いつもながらやっぱりBOD高いんですね。結局有機物が多

い腐敗しやすい水という認識しますけれども、その辺の加里屋川の場合、ショートカットしてますんで、その辺との兼ね合いというものがどういうことになっているのかということ、確かに水量が少ないですよ、だからその辺の影響がかなりあるのではないかとということがまず一点あります。それと有機物が多いということになるとじゃあ何が原因なのかというそういうところを含めてお話いただけませんかでしょうか。

事務局 委員ご指摘のとおりのお話だと思いますが加里屋川につきましてはショートカットの部分ですとか、あと体育館のあたりで、一部流れを止めている部分がございます。その関係もありまして水量も少なく流れもそんなにない状況が続いているのが実情かと思えます。その中でBODにつきましては生物化学的酸素要求量ということでいろんなプランクトンのようなものですとかそういう菌のようなものが繁殖しやすい状況にあるということでこのような高い状況が続いていると思われま。また、加里屋川につきましてはいろんな水の利用の方法であるとか管理の問題もございまして、なかなかこのBODだけの改善を目的に、たとえば流すだとかそういったことをするのは非常に難しい部分はあるかと思えますが、こうやって監視を続けることによって改善できるように努めていきたいと考えております。

委員 明らかに水量が少ないということは見てわかるんで、それをもうちょっと川として適切な量にするというのは県との兼ね合いがあるのかもしれませんがその辺はどうなんでしょうか。水さえ流せばきれいになるというところはあると思うんです。

事務局 委員おっしゃるとおりのお話でして、環境課としましてもいろんな止めてあるところをいろんな理由で、農業の関係だとか、治水の関係だとかいろんな理由で止めている部分があるかと思えますが、そういったものが流れるようになればBODとしては改善する部分もあろうかと考えております。ですが、BODの改善の為に流すというのは、他の止めている理由もございましてなかなか県であったり、市の土木の方との兼ね合いもあるんですけども、それをするのはなかなか難しいんですけども、いろんなものが繁殖したりという可能性もありますので、市の方としても調査や監視をしながら場合によってはそういうことをお願いしたいと考えております。

委員 BODだけとおっしゃっていますが、幸い大腸菌試験はOKなんですけれども当然これほっておくとこれ増えていきますんでね、だからその辺も考えて水量云々というところ考慮いただけたらいいと思います。

会長 他にございませんか

委員 海域に関してのBODとかそこらあたりは何か数値があるんでしょうか。

事務局 海域につきましてはBODという指標ではなくCODで監視しているという状況でございます。

委員 海苔とか魚とかにもっと栄養があると、豊かな海にしていくという問題とCODやBODとの関係があるとは思いますが、下水の方も栄養塩の管理運転をしていく方向でもありますので、あまりにも環境の値を低くすると今度は豊かな海に

なりにくいという問題もあろうかと思しますので、そこらあたりの考えをどうするかだとは思いますが、何か考えがあれば、栄養塩管理運転とか豊かな海についてお願いをしたいと思えます。

事務局

委員おっしゃるとおりかと思えますが、COD環境基準を超えている状況でございますが、これに関連しまして工場や下水の処理水などをCODや窒素やリン、そういったものを総量規制というかたちで規制しております。ただ、それを規制しすぎると委員ご指摘のとおり今度は漁業の豊かな海という部分で有機分が少なくなるんじゃないかという懸念もございます。そういったところをです、先ほど申し上げた中にも関わってくるんですけども、瀬戸内海沿岸、赤穂だけではなく全体で考えていかないといけない問題でして、こういう環境面からの話と、そういった漁業の関係だとかそういった面からの話といったものを総合的に勘案しまして、総量規制の計画というものを兵庫県、瀬戸内海沿岸全体で作成しております。その中で下水の処理の水についてはこういうかたちで、工場についてはこういうかたちでしていこうということで。これはもう瀬戸内海沿岸全体でちょっと考えていかないといけない問題かとは思えます。

会 長
委 員

ほかにございませんか

細かいところを確認したいんですけど手元の資料ではあの今話に出てましたCOD化学的酸素要求量ですかね、これが適合率が下がっている状況であるというふうに書いてるんですけど、前面に示されているグラフを見るとそうでもない、どうということかなと思まして。説明できればお願いします。

事務局

最後の海域のところでしょうか。こちらの適合率のパーセンテージにつきましては各調査毎で数値の判断をしております。その中でCODであれば2という数字に対してこの地点で、たとえば6月に調査をして11地点するんですけども、その中で何地点が2以下であったか2以上であったかという意味で適合率というものを出させていただいております。ですので、平均値といたしましては減ってるんですけども2以上になった回数といいますか、そういったものが多かったという状況でございます。

会 長

他にございませんか。

ないようですので、それでは次第5のその他のところへ入りたいと思えます。事務局何かございますか。

事務局

失礼します、お手元の資料3の方お願いします。その他といたしまして、環境課からお知らせというかたちでご用意させていただきました。資料3のあこう環境保全活動顕彰制度の創設についてというかたちで、今年度から新たにスタートさせていただく予定としております。1番の顕彰制度創設の主旨としましては、市内において我々の貴重な財産である豊かな自然環境を保全するため、環境啓発活動や希少動植物等の保全・調査活動など様々な環境保全に向けた取組が行われています。その活動を称え敬意を表するとともに、自主的な環境保全の取り組みを広く市民に知らせ、活動の継続と発展を促すことを目的としてこの制度を創設することとしました。2番の顕彰制度の概要についてですが、顕彰の名称はあこう環境保全活動顕彰、

対象となる者は、市内において対象となる環境保全活動の実績がある団体及び個人に対して、3番目対象となる環境保全活動これは市内において以下の環境保全活動を10年以上継続して実施し、活動の影響及び効果が大きく、市域の環境の保全に大きく貢献していると認められるものというかたちで5つ、1つ目地球温暖化防止活動、2つ目水環境の保全活動、3つ目緑化活動、4つ目自然環境保護活動、5つ目その他この上記4つ以外市長が認める活動というかたちで対象となる保全活動としております。顕彰候補者の推薦というかたちで、顕彰候補者の推薦は自薦または他薦による者とします。5番目顕彰者候補者の確認及び決定については、市民部長は顕彰候補者の推薦があったとき、あこう環境保全活動顕彰選考委員会に選考を付し、市長が決定する。選考委員会の組織としては次に市長が任命する職員をもって組織すると、副市長、市長公室長、総務部長、教育次長、市民部長、上下水道部長、その他適当と認められる職員というかたちで選考委員会を持ちまして、選考委員会に委員長・副委員長を置き、委員長には副市長、副委員長には、市民部長をもってします。事務局は、赤穂市市民部環境課に置くかたちとなります。裏面の方お願いします。その他として、顕彰候補者の選考にあたり、これまで同一の環境保全活動に対して、別に市長から顕彰を受けた者は除外する。顕彰を受けたものであっても、異なった環境保全活動を行った場合はこの顕彰の対象とします。この制度の開始は平成30年6月1日からとなっております。

3枚目顕彰の対象となる環境保全活動の具体的な例としてそれぞれ地球温暖化防止活動、水環境の保全活動、緑化活動、自然環境保護活動、その他市長が認める活動というかたちで一部例を挙げさせていただいております。以上で私の方からあこう環境保全活動顕彰制度の創設にあたっての説明を終わらせていただきます。

よろしいか、それではこれで。

もう一点環境課の方からご報告、その他のご報告ということで一点ご報告させていただきたいと思っております。皆さんご承知おきのことなんです、産業廃棄物最終処分場に関する状況、現状について簡単にご報告させていただけたらと思っております。ご報告させていただきます。座って失礼いたします。産業廃棄物最終処分場の計画の現状について今赤穂市域におきまして管理型の処分場の計画ですとか安定型の処分場が許可されたという状況をいろんな報道等でお聞きになられたと思うんですが、この3点について順番を追って現状についてご報告させていただきたいと思っております。まず高野地区の安定型最終処分場についてでございますが、昨年の9月に産業廃棄物処理法に基づきます最終処分場の使用前検査確認書並びに産業廃棄物処分の許可変更許可書の方が事業者に対して出ております。最終処分場といたしまして使用は可能な状況にはなっておるんですけども、実際に処分場の方への廃棄物の搬入は行われていないというような状況になってございます。今後市といたしましては、事業者と締結いたしております環境保全協定に基づきまして処分場への立ち入りですとか排水のサンプリングなどを行う予定といたしております。続きまして福浦地区におけます管理型最終処分場の計画についてでございます。こちらの方の計画についてですが平成25年の10月に兵庫県の条例に基づきます事業計画

会 長
事務局

書の方が県の方へ提出されたという状況でございます、その後事業者、兵庫奥栄建設という事業所ですが、計画書に対する意見書の回答がないまま4年が経過しているという状況でございます。そんな中で昨年12月に事業者の方から意見書の提出のありました個人の方々に対しまして、事業者見解を示しました回答書のほうが個別に郵送されております。事業者の主催によります事業概要説明会等の開催をこれまでもしております、また説明会の開催案内につきましては朝刊等の折り込みにより案内をしているという状況でございますが、事務的な手続きといたしまして事業計画書その後の条例の手続きは現在も進んでいないという状況でございます。

最後に西有年地区の管理型最終処分場の事業計画についてでございますが、今年の3月、事業者東洋開発工業所によります事業説明会のほうがハーモニーホールの方で開かれたという状況でございます。4月25日には事業者のほうから先ほども申しあげました兵庫県の条例、紛争予防条例の手続きの前段階にあたります事業計画事前協議書のほうを県へ提出いたしております。現在県のほうで当該事業計画書の内容についての精査が行われており、県から事業者に対して資料の補正等の指示が行われるという状況を聞いてございます。今後こちらの事業計画事前協議書につきましては書類の整理等が整った段階で県のほうから市に対して意見の照会が来るという状況でございますが、現時点において県のほうからの照会時期、照会の旨等は来ておらず、照会時期等についてはまだ未定という状況でございます。以上で現状の報告を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。今日は貴重なご意見をたくさんいただいてほんとにありがとうございました。平成30年度第1回の環境審議会、今後ともよろしくお願いたしまして終わりたいと思います。最後に副会長の閉会のご挨拶を申し上げます。

副会長

失礼いたします。非常に暑い中、お忙しい中審議会にご出席していただきましてほんとにありがとうございます。また、事務局から説明のありました赤穂の環境、特に海域のCOD等についても貴重なご意見をいただきありがとうございました。今赤穂では産業廃棄物最終処分場という大きな課題が進んでおります。今事務局からそれらの経過状況について説明がありましたが、十分今後もその辺を注視をいたしまして、この私たち赤穂のこの身近な、また良好な環境の保全を皆さんのご協力の下、保全をしていきたいと考えておりますので今後ともよろしくお願いをいたします。今日は本当にありがとうございました。

(午後2時10分閉会)